

(7) 資本金別法人数に関する調

資本金別	区分	分割法人						小計 ①+② ③	
		利益法人			欠損法人				
		2の県にまたがるもの	3以上の県にまたがるもの	計 ①	2の県にまたがるもの	3以上の県にまたがるもの	計 ②		
	300万円未満	20	5	25	21	1	22	47	
300万円以上	1,000万円未満	30	16	46	59	9	68	114	
	1,000万円	53	34	87	54	24	78	165	
1,000万円超	5,000万円未満	89	52	141	42	18	60	201	
5,000万円以上	1億円未満	33	36	69	18	15	33	102	
	1億円	4	9	13	5	0	5	18	
1億円超	10億円未満	6	19	25	0	0	0	25	
	10億円	0	0	0	0	0	0	0	
10億円超	50億円未満	1	8	9	1	0	1	10	
	50億円	0	0	0	0	0	0	0	
50億円超	100億円未満	0	4	4	0	0	0	4	
100億円以上		0	3	3	0	0	0	3	
	合 計	236	186	422	200	67	267	689	

- (注) 1 この調は、令和6年2月1日から令和7年1月31日までの間に事業年度が終了し、かつ、当該事業年度までに申告納付期限の到来した普通法人(収入金額課税の法人を除く。)について確定申告の段階で作成した。
- 2 上期または下期のいずれかに利益がある場合には利益法人とし、上期および下期ともに欠損の場合には欠損法人とした。
- なお、不申告法人か否かについても、上期または下期のいずれかに申告があれば不申告法人とはせず、上期および下期ともに不申告である場合に不申告法人とした。
- 不申告法人について、上期または下期のいずれか、または上期および下期とも決定があったときは、不申告の欄に記載していない。
- 3 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額による。
- 4 分割法人については、当該法人の主たる事務所又は事業所が県内に所在するものについて記載した。

県内法人			合計			その他				
利益法人 ④	欠損法人 ⑤	小計 ④+⑤ ⑥	利益法人 ①+④	欠損法人 ②+⑤	計 ③+⑥	不申告 法人	休業中 の法人	清算中 の法人	所在不明 法人	
964	1,831	2,795	989	1,853	2,842	195	146	79	0	
2,351	4,390	6,741	2,397	4,458	6,855	199	225	188	2	
1,424	2,216	3,640	1,511	2,294	3,805	48	74	162	0	
902	806	1,708	1,043	866	1,909	23	28	38	0	
147	131	278	216	164	380	1	3	7	0	
14	15	29	27	20	47	0	0	0	0	
27	8	35	52	8	60	0	1	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	1	4	12	2	14	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	4	0	4	0	0	0	0	
0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	
<b>5,832</b>	<b>9,398</b>	<b>15,230</b>	<b>6,254</b>	<b>9,665</b>	<b>15,919</b>	<b>466</b>	<b>477</b>	<b>474</b>	<b>2</b>	